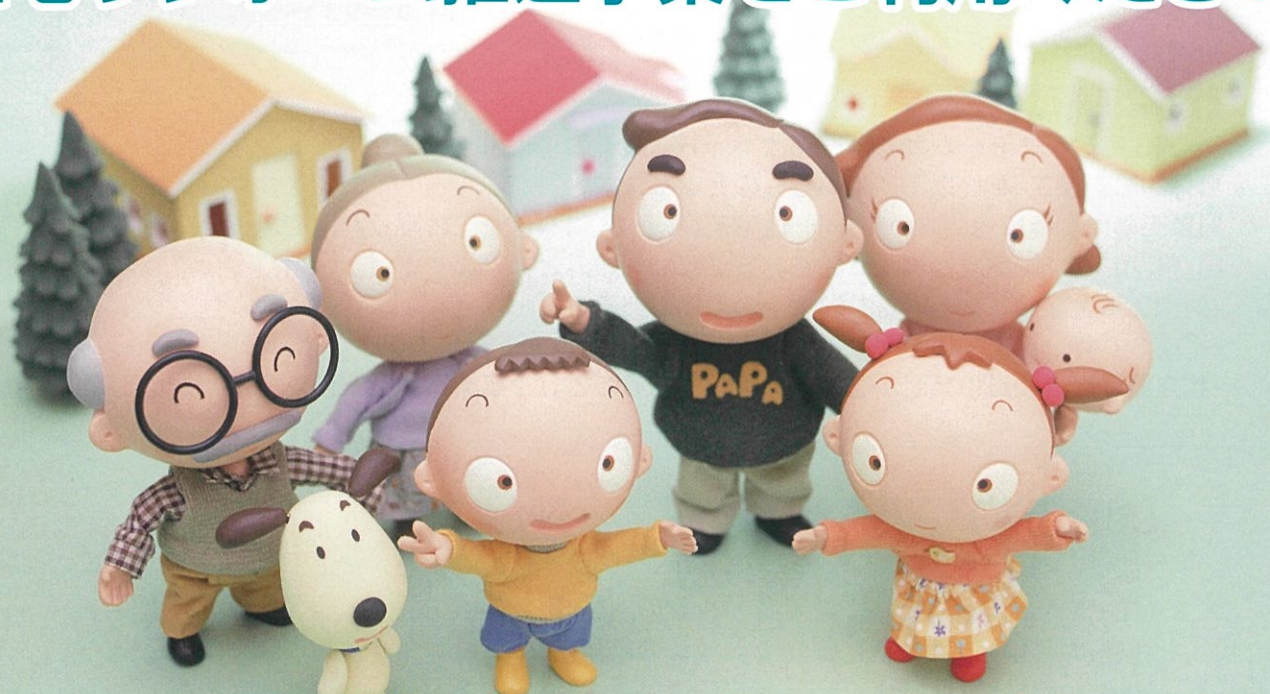


牧之原市商工会 住宅リフォーム推進事業をご利用ください



30万円以上の住宅リフォームを行うと

助成金 (最高10万円)

〔まきのはら市共通商品券〕

が支給されます

牧之原市商工会では、市民の住環境の向上と地域経済の活性化を推進するため、牧之原市商工会の会員事業所を利用して、住宅のリフォームを行う牧之原市民を対象に、工事金額の10%、最高限度額10万円を「まきのはら市共通商品券」で助成します。

(申請受付期間)

平成29年7月1日(土)～平成30年2月28日(木)まで。
(期間内でも予算が無くなり次第終了します。)

(申請受付場所)

牧之原市商工会にて受付します。申請手続きは、元請け施工業者が、申請者(施主)に代わり手続きします。

(申請できる人)

牧之原市民(牧之原市内に住民登録又は外国人登録を有する方)

(対象住宅)

市民が牧之原市内に所有する個人住宅であり、事業併用住宅の内、自己の居住の用に供する部分

(対象工事)

・個人住宅のリフォーム(増築、一部改築、修繕、設備改善工事)

※詳細は裏面をご覧ください。

(助成金の額)

工事金額の10%をまきのはら市共通商品券にて支給
支給上限1工事 最高5万円 (同一住宅、同一人1申請まで)

但し、300万円(税込)以上の工事の場合は、一律10万円

※詳細は裏面をご覧ください。

●本事業は申請受付・審査・支給事務は牧之原市商工会が行います。

●本事業は審査の結果、お客様のご希望に添えない事があります。



明日(あす)の地域 築く我らの商工会

牧之原市商工会

主管 牧之原市商工会建設部会
お問い合わせ先 TEL 52-0640



牧之原市商工会 住宅リフォーム推進事業

【対象工事】

- ・個人住宅のリフォーム(増築、一部改築、修繕、設備改善工事)
- 具体的な対象工事は、以下に定めるものとなります。
- 対象工事は基準日内において、同一住宅及び同一人につき1工事限り利用できる。
- 国、県、市で別途、助成金等が支給される工事は対象外となります。
- ・対象工事金額が30万円(税込)以上の工事であること。
- ・平成30年2月28日までに工事が完了し、工事代金の支払ができること。
- ・牧之原市商工会員事業所が施行する工事であること。(1事業者申請5件まで)

【対象工事】

- | | | |
|---------------|---------------|------------|
| ◆住宅の増築 | ◆カーテン・ブラインド工事 | ◆上下水道の配管工事 |
| ◆住宅の一部改築 | ◆サッシの取替・設置工事 | ◆照明器具取替工事 |
| ◆屋根の葺き替え・塗装工事 | ◆トイレの修繕・取替工事 | ◆給湯設備機器工事 |
| ◆外壁の張替・塗装工事 | ◆床暖房工事 | ◆電気設備工事 |
| ◆内装クロスの張替工事 | ◆浴槽の修繕・取替工事 | ◆空調設備工事 |
| ◆畳の張り替え | ◆キッチン修繕・取替工事 | |

＜対象とならない工事例＞

- | | |
|---------------------|--------------------------------|
| ◇浄化槽設備工事 | ◇賃貸用に供している住宅の工事 |
| ◇耐震補強工事 | ◇住宅とは別棟の倉庫、車庫の工事 |
| ◇庭園整備、土地工事 | ◇増改築を伴わない解体工事 |
| ◇太陽光発電設備、太陽熱温水器設置工事 | ◇工事事業者を伴わない申請者自らが行う工事 |
| ◇家具・家電の購入費及び設置費 | ◇施工業者が自らの住宅のリフォームを行う工事 |
| ◇カーポート、物置設置工事 | ◇その他、牧之原市商工会が認められないと判断した工事及び費用 |
| ◇門、塀、柵などの外構工事 | |

【助成金の額】

工事金額の10%をまぎのはら市共通商品券にて支給
 支給上限 1工事 最高5万円 (同一住宅、同一人1申請まで)
 但し、300万円(税込)以上の工事の場合は、一律10万円
 ※申請後、工事金額に増額があった場合でも助成の額は増額しません。
 ※工事金額に減額があった場合は助成の額は減額します。
 ※助成額につきましては、商工会にて審査し、内定通知書及び決定通知書にてお知らせします。

- 本事業は申請受付・審査・支給事務は牧之原市商工会が行います。
- 本事業は審査の結果、お客様のご希望に添えない事があります。

事業申請の流れ

